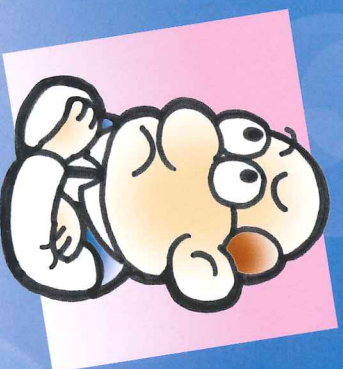


中小企業組合のご案内

○○○さんなどときは○○○

- | | | |
|-------------------|---------------------------|-------------------|
| 原材料や燃料等の仕入価格を下げたい | 他業種や行政・研究機関と連携して新商品を開発したい | 公害・騒音等の環境問題を解消したい |
| 官公庁や大口の仕事を受注したい | 社員教育などソフトな経営資源を強化したい | 高額な最新鋭設備を導入したい |
| 販路の拡大、製品等のPRがしたい | 品質の維持のため、規格の統一や検査体制を整備したい | 有利な資金調達がしたい |

以上は、ほんの一例です。



そうだと 連携 しよう!!

なぜ「連携」か

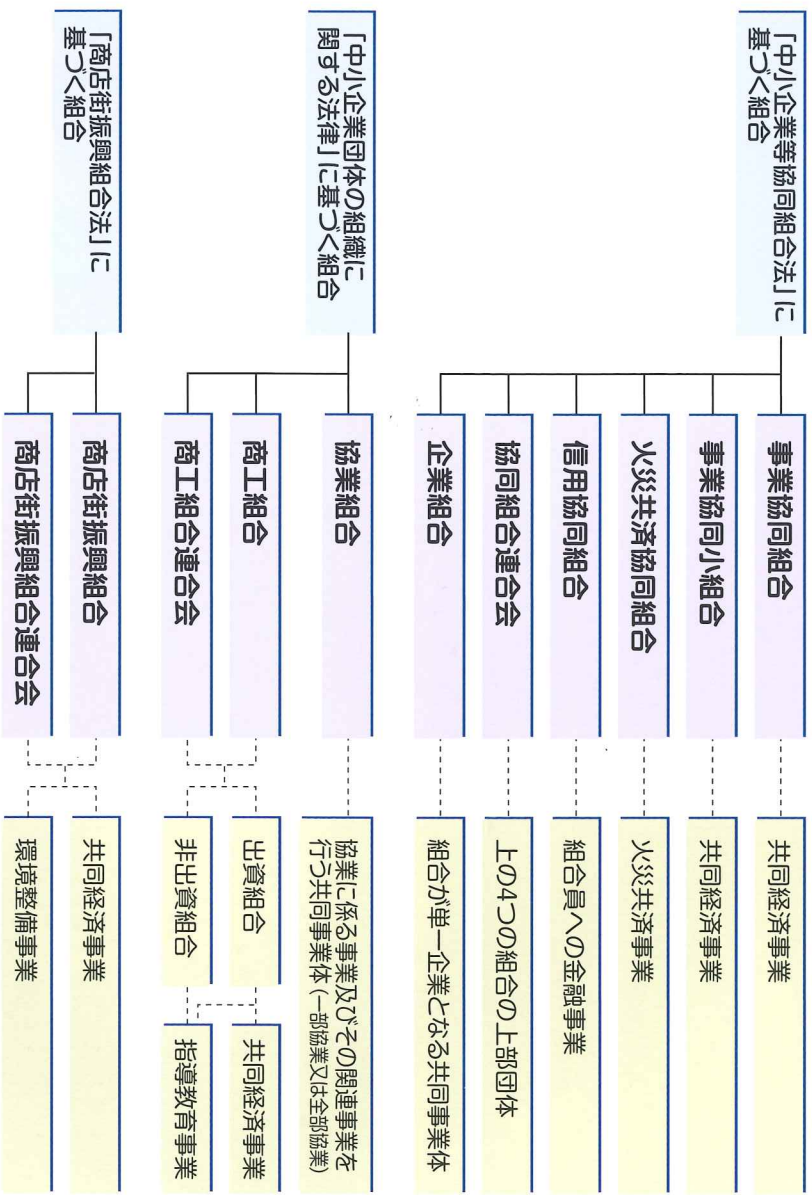
経営資源が乏しい中小企業においては、経営力の向上に必要な経営資源を全て自社でまかなうのは困難であり、外部の経営資源を積極的に活用することが重要です。その解決策の一つが企業間連携です。企業間連携は、それぞれに個性的な経営資源を蓄積している中小企業が、互いに協調して新たな事業の展開に取り組む有力な戦略です。



中小企業組合とは…… 中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して事業に取り組むことにより、それぞれの中小企業の強みを活かし、経営資源を相互に補完しながら、経済的地位の向上を図ることを目的とする企業間連携組織です。

1

中小企業組合の種類と目的



2

組合設立の効果

経営基盤の強化

各種共同事業の実施により、コストの引下げ、売上・受注量の増大、生産性の向上、技術・開発力の強化、エネルギー・環境問題への対応、情報技術の活用などが可能となります。

経営資源の相互補完

中小企業単独では、経営ノウハウ、技術、情報等のソフトな経営資源の全てを保有することは困難です。そこで他の企業との連携によって経営資源を相互に補完することが可能となります。

人材養成・情報交流

経営者・後継者を対象にした研修や、従業員を対象にした教育・訓練などの人材養成、また、企業が必要とするマーケティング情報や経営ノウハウに関する情報などの幅広い情報収集・交換が図れます。

対外信用力の増大

経済的地位向上のため、中小企業が集まり法人化することにより信用力が増大し、顧客や取引先からも信頼され、取引の円滑化が図れます。

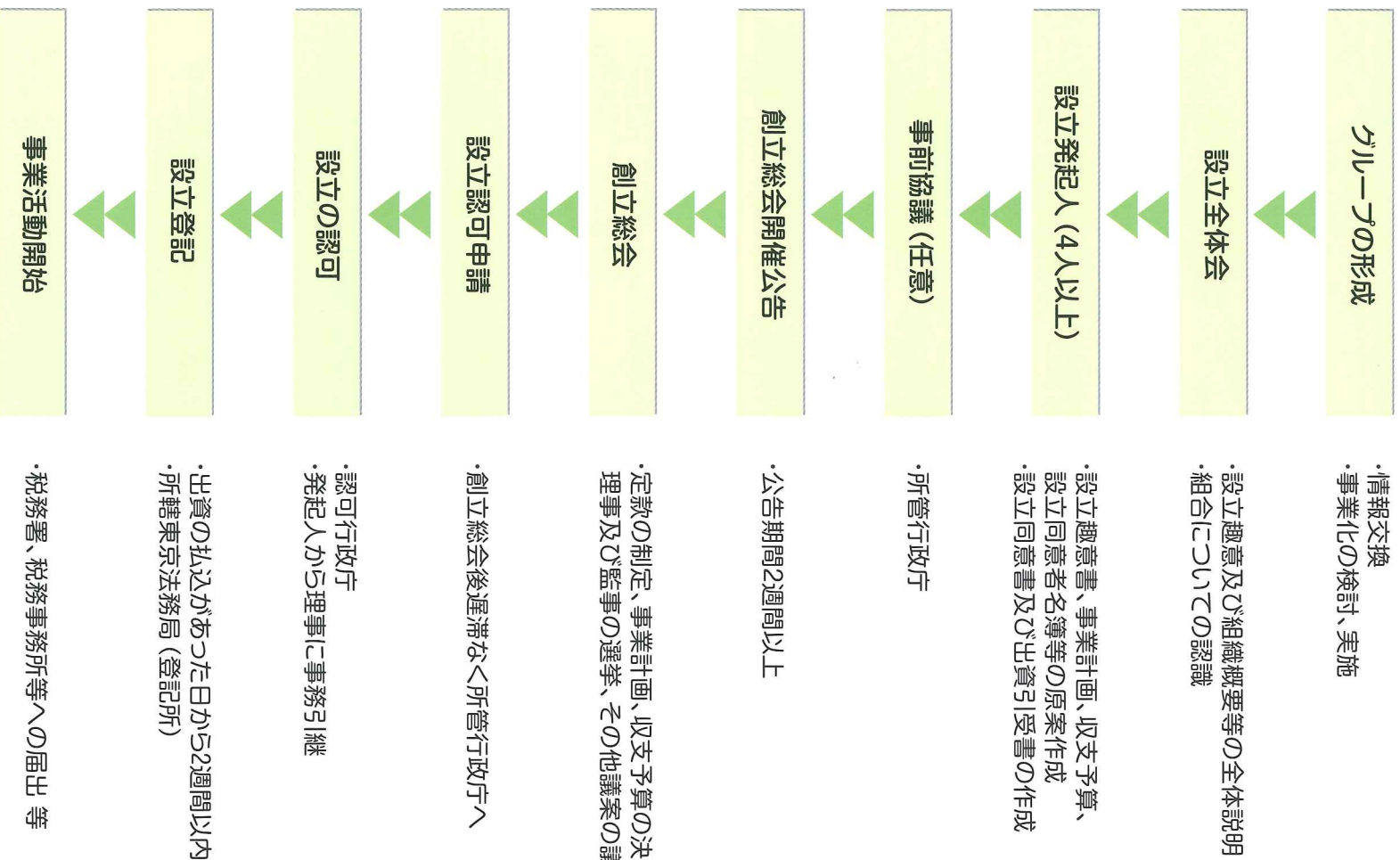
中小企業施策の利用

国、東京都などの特別な融資制度をはじめ様々な中小企業施策を活用できます。また、中小企業者の個々の意見や要望事項を組合に集約することにより、国等の中小企業施策に反映させることができます。

	事業協同組合	企業組合	株式会社
目的	相互扶助 組合員の経営の近代化・合理化 経済活動の機会の確保	相互扶助 働く場の確保 経営の合理化	利益追求
性格	営利・公益の中間法人 人的結合体	営利・公益の中間法人 人的結合体	営利法人 物的結合体
事業	生産・加工・販売・購買・保管・検査、 受注・利用・宣伝・市場開拓・調査・ 研究・研究開発・金融・事務代行、 団体協約・教育情報・福利厚生、他	定款に掲げる事業	定款に掲げる事業
構成員との基本的関係	組合事業の利用	組合事業への従事	出資のほか無関係
設立	行政庁の認可後、登記	行政庁の認可後、登記	定款の認証後、登記
設立要件	4人以上の事業者が参加 すること	4人以上の個人が参加 すること	最低資本金制度は廃止
組合員資格	中小企業者（法人又は個人） 大企業の場合は公正取引委員 会へ30日以内に届出ること	個人及び特定組合員 としての法人等	無制限
発起人	4人以上	4人以上	1人以上
加入	自由 （理事会の承認が必要）	自由 （理事会の承認が必要）	株の取得による
脱退	(1) 自由脱退 （ただし、事業年度末） (2) 法定脱退 （組合員資格の喪失、死亡、 解散、除名、審決）	(1) 自由脱退 （ただし、事業年度末） (2) 法定脱退 （組合員資格の喪失、死亡、除名）	持株の譲渡による
組合員の責任	有限責任（1口以上）	有限責任（1口以上）	有限責任（1株以上）
1組合員の 出資限度	100分の25（特例あり） （合併、脱退の場合100分の35）	100分の25（特例あり）	無制限
議決権選挙権	平等（1人1票）	平等（1人1票）	出資別（1株1票） 〔譲渡制限株式会社は 定款で定め可〕
組合員比率	—	全従業員の3分の1以上が 組合員であること （特例有り）	—
従事比率	—	全組合員の2分の1以上が 組合事業に従事 （特例有り）	—
員外利用限度	1事業年度の組合員総利用高 の100分の20まで （特例有り）	なし	なし
配当	(1) 利用分量配当 (2) 出資配当 （年10%を限度）	(1) 出資配当 （年20%を限度） (2) 従事分量配当	出資配当
特別税制	法人税、登録免許税、 印紙税、固定資産税、 事業税等	一般法人と同じ （登録免許税、印紙税等を除く）	—

4

組合設立の手順



～相談無料です。お気軽にご相談ください～

お問い合わせ先

東京都中小企業団体中央会

振興課

TEL.03-3542-0040 (直)

〒104-0061

東京都中央区銀座2-10-18

東京都中小企業会館7階

<http://www.tokyochuukai.or.jp>



エコーカンパニー21
認定・登録番号 0003381